

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和3年9月22日

名古屋スポーツコミッション
会長 杉野 みどり

1 業務の概要

- (1) 業務名 名古屋スポーツコミッションウェブサイト構築運營業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和3年度及び令和4年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本契約の締結日までに申請区分「業務委託」、申請業種「コンピューター関連サービス」「宣伝・広告の企画」又は「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、令和3年10月15日午後5時15分までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合

員が本プロポーザルに参加しようとしなない者であること。

- (7) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。名古屋市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (8) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目11番30号
セントラルビル1階
名古屋スポーツコミッション事務局
電話 052-232-6737 FAX 052-232-6739

(2) 実施説明書等の入手方法

名古屋スポーツコミッションのスタートアップサイトからダウンロードする。

アドレス <http://nagoyasc.jp>

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和3年10月11日から令和3年10月22日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する名古屋市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

エ 提出方法

郵送による

4 審査の手続及び契約候補者の選定

提出された企画提案書等について、下記のように審査を実施する。企画提案書等の評価は、学識経験者等のうちから指名する「名古屋スポーツコミッションウェブサイト構築運営業務委託事業者評価委員」が行い、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 第 1次審査（書面審査）

なお、企画提案書等の提出者が 5 者以下の場合には、第 1 次審査は実施しない。

(2) 第 2次審査（ヒアリング審査）

日程 令和3年11月5日（予定）

5 その他

(1) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者のした提案

イ 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が実施説明書に示した契約上限金額を超える提案

オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

カ 仕様書に示した内容を満たしていない提案

(3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（名古屋スポーツコミッション事務局から指示があった場合を除く。）。

(4) 本プロポーザルに参加を希望する者で、2(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録（アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を令和3年10月15日午後 5時15分までに次の場所に提出し、契約の締結日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本プロポーザルに参加を希望している旨を明示すること。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部契約監理課審査係

（名古屋市役所西庁舎11階）

電話 0570-001-279

(5) その他詳細は、実施説明書による。

名古屋スポーツコミッションウェブサイト構築運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名 名古屋スポーツコミッションウェブサイト構築運営業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 契約上限金額 5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和3年度及び令和4年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本契約の締結日までに申請区分「業務委託」、申請業種「コンピューター関連サービス」「宣伝・広告の企画」又は「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、令和3年10月15日午後5時15分までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとならない者であること。
- (7) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期

間がない者であること。名古屋市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

- (8) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間がない者であること。

3 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目11番30号
セントラルビル1階
名古屋スポーツコミッション事務局
電話 052-232-6737 FAX 052-232-6739

- (2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（様式 1）
- (イ) 業務実施体制（様式 2）
- (ウ) 業務の実施方針及び手法（様式 3）
- (エ) 業務実績（様式 4）
- (オ) 見積書及び内訳書（様式は自由）

イ 作成に当たっての注意事項

- (ア) A4縦長左綴じで、正本（1部）はホッチキス留めとし、副本（8部）はクリップ留めとして、合計9部作成する。
- (イ) 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付する。
- (ウ) 副本には事業者名が特定できるような表示や表現は行わないこと。
- (エ) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（名古屋スポーツコミッション事務局から指示があった場合を除く。）。

ウ 提出期間、提出場所、提出方法

- (ア) 提出期間

令和3年10月11日から令和3年10月22日まで（名古屋市の休日を含める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する名古屋市の休日（以下「休日」という。）を除く。）提出期限

(令和3年10月22日)後に到着した企画提案書等は無効とする。

- (イ) 提出場所 (1)に同じ
- (ウ) 提出部数 9部(正本1部、副本8部)
- (エ) 提出方法 郵送による

エ 提出された企画提案書等の取扱い

(ア) 著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、公表等が特に必要と認められる場合は、名古屋スポーツコミッションは企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(イ) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(ウ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(エ) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(3) 実施説明書、仕様書等に対する質問及び回答

質問しようとする者は、名古屋スポーツコミッション事務局へ連絡し、質問票(様式5)に必要事項を記載のうえ、FAX等により送付すること。

ア 質問の受付場所 (1)に同じ

イ 質問の受付期間 令和3年9月22日から令和3年10月6日
午後5時15分まで

ウ 質問に対する回答は、名古屋スポーツコミッションのスタートアップサイトに掲載する。仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

4 審査の手續及び契約候補者の選定

企画提案書等の審査は、次のように行う。企画提案書等の評価は学識経験者等のうちから指名する「名古屋スポーツコミッションウェブサイト構築運営業務委託事業者評価委員」が行う。

(1) 審査の実施

ア 第1次審査(書面審査)

(ア) 提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び別添の評価基準に従い書面審査を実施する。

(イ) 第1次審査の結果、参加資格が有ると認められた者のうち、点数が上位の5者に対し、イの第2次審査を行うものとするが、企画提案書等の提出者が5者以下の場合は、第1次審査を実施しない。

(ウ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和3年11月1日(予定)までに書面にて通知する。

イ 第2次審査(ヒアリング)

(ア) 日程 令和 3年11月 5日 (予定)

詳細については対象者に別途連絡する。

(イ) 第 2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

(ウ) 評価基準については、第 1次審査と同じものを使用する。

(エ) 本審査への出席者は 3人以内 (うち 1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。) とし、ヒアリング時間は 1者あたり20分程度 (説明10分、質疑10分程度) を予定している。

ウ 評価基準

別添「評価基準」による。

(2) 契約候補者の選定

ア 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

イ 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

ウ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止 (名古屋市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。) 又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。

エ 提案者が 1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

オ 本説明書に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由 (以下「無資格理由」という。) を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができる。

(ア) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 7日 (休日を除く。) 以内に、書面 (様式は自由。) により説明を求めることができる。

(イ) (ア)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

5 審査結果の通知・公表

全提案者の順位と点数は、企画提案書等を提出したすべての者に書面にて通知する。

6 契約候補者に選定されなかった者及び選定された者に対する理由の説明

- (1) 5の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。契約候補者に選定された者においても、当該提案者が契約候補者に選定された理由について、同様に説明を求めることができる。
- (2) 書面は持参して提出する。
- (3) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。
 - ア 受付場所 3(1)に同じ
 - イ 受付時間 午前9時00分から午後5時15分まで（正午から午後1時00分を除く。）
- (4) (1)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。
- (5) 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

7 その他

- (1) 無効となる提案等
 - ア 次に該当する提案は、無効とする。
 - (ア) 本説明書に示した参加資格を有しない者のした提案
 - (イ) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - (ウ) 本説明書に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - (エ) 見積金額が1(4)における契約上限金額を超える提案
 - (オ) 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
 - (カ) 仕様書に示した内容を満たしていない提案
 - イ 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。
- (2) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルに参加を希望する者で、2(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録（アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を令和3年10月15日午後5時15分までに次の場所に提出し、契約の締結日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市財政局契約部契約監理課審査係
(名古屋市役所西庁舎11階)
電話 0570-001-279

- (5) 本プロポーザルの提案者が委託者から受領した書類は、名古屋スポーツコミッションの了解なく公表又は使用してはならない。
- (6) 1者につき提案は 1つとし、複数の提案はできない。
- (7) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と委託者が認める場合はこの限りではない。
- (8) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式は自由。）により届け出るものとする。
- (9) 企画提案書等の提出後、名古屋スポーツコミッションが必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。追加書類の取扱い等については、3(2)エと同様とする。

名古屋スポーツコミッションウェブサイト構築業務委託
事業者選定に係る評価基準

細分項目	説 明	配 点
① 表現力	名古屋市スポーツ戦略の記載及びスポーツコミッションの趣旨を理解した内容になっているか	10
	ウェブサイトの構成やコンセプトは今回の事業に対する確かつ魅力的であり、閲覧者の見やすさも考慮されているか	20
② コンテンツ提案力	本業務の目的を達成するために事業者のノウハウ等を活かした提案になっているか	10
③ 発信力・閲覧数	スポーツの魅力が発信でき、アクセス向上に効果的な方策を提案しているか	20
④ 維持管理	構築したウェブサイトについて、将来の維持管理が容易で経費負担が軽減できるか	20
⑤ 実績	ウェブサイト制作や今回の事業に類似した実績があるか	10
⑥ 実施体制	実施方法が具体的で、業務を遂行できる人的な配置やスケジュールが適切かなど実現性はあるか また、要望等に迅速かつ柔軟に対応できるか	10
合計		100

提案者の順位の決定方法

- 1 評価委員 1 名あたり 100 点満点、合計 300 点満点で、各委員の採点の合計点が最も高い者を契約候補者とする。なお、各委員の採点の合計 180 点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
- 2 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 配点が 20 点の項目を合計しその点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1)が同点の場合は、評価項目①の点数が高い者を上位とする。
 - (3) (2)も同点の場合は、抽選で決するものとし、抽選の方法は評価委員が話し合いで定める。
- 3 評価委員に提案者の利害関係者が含まれる場合は、その者を除斥する。